## テーマ「携帯電話・スマートフォン使用マナーの指導について」

#### 実施主体:長崎県立長崎西高等学校

#### 《取組の概要》

携帯電話、スマートフォンを巡る様々な問題について、生徒自身に使用マナーを考えさせ、学校独自のルールを作成させることにより、効果的に問題の発生を防止する。さらに、生徒の規範意識、自己指導能力を育成し、将来をたくましく生きるための社会性を獲得させる。

## 1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- (1) 全国的に携帯電話を巡るトラブル、高校生が巻き込まれる深刻な事件が多発し、指導の必然性を感じた。
- (2) 携帯電話の校内持込、公共の場でのマナーを逸脱した使用、家庭での長時間の使用による学校生活への悪影響など、改善すべき問題点が多く存在した。
- (3) 教員側、保護者側からの指導だけではなく、生徒に問題点を考えさせ、改善に向けての行動を起こさせることで、より主体的な携帯電話マナーを確立させることを狙いとした。

#### 2 実施スケジュール

- (1)平成23年7月中旬から、生徒会組織のホームルーム委員会で、携帯電話のマナー、使用法について話し合いを開始。
- (2)平成23年9月中旬、「西高生の携帯電話マナー4原則」を定め、全校生徒ヘルール遵守の呼びかけ開始。
- (3)平成23年9月下旬、各学年のPTA集会で保護者へ説明、その後、保護者宛に文書を配付し周知した。
- (4)その後、全校集会、生徒総会等で生徒会役員などが呼びかけを行い、意識の啓蒙、指導の徹底を図った。

#### 3 事業展開

- (1)生徒を主体としたルール作り
  - ①平成23年7月、ホームルーム委員会、生徒会を中心に、学校独自の携帯電話マナーの作成を開始。
  - ②9月初旬、ホームルーム委員会において、「西高生の携帯電話マナー4原則」
    - 1 「校内持込禁止」を守ろう。
    - 2 「携帯電話の使用は21:00まで」とし、それ以降は使用しないようにしよう。
    - 3 「休日の使用時間は、1日30分以内」とし、それ以降は使用しないようにしよう。
    - 4 「公共交通機関利用の際や歩行中は、携帯電話を使用しない」ようにしよう。

を策定、9月16日(金)に各クラスにおいて、ホームルーム委員からの呼びかけが行われた。

- ③9月28日(木)、29日(金)の学年PTAで保護者へ説明、9月29日付けで保護者宛文書を発送。
- ④10月以降、放送部による校内放送、全校集会での生徒会役員からの呼びかけ、広報誌による周知など、「西高生の携帯電話マナー4原則」の徹底を図った。
- (2)平成24年度以降の指導
  - ①「西高生の携帯電話マナー4原則」を指導のキーワードとし、新入生入学時からルールの徹底を図った。
  - ②平成24年8月より、登下校中のイヤホン装着、公共機関における電子辞書の使用を禁止した。
  - ③平成25年10月、部活動遠征時における携帯電話の使用マナーを規定し、遠征中の所持を原則禁止とした。
- (3) 従来(平成23年度7月まで)の指導

「携帯電話の持込が発覚した場合、2週間預かり、2回目の指導からは保護者を召還し解約を勧める」であった。

### 4 事業の成果(効果)

(1)生徒の規範意識の向上。

	H23	H24	H25	H26
校内持込禁止を守っている生徒	90%	95%	97%	99%
21:00以降の使用を控えてた方が、自分に とってプラスであると考えている生徒	58%	76%	89%	93%
21:00以降の使用を 控えている生徒	59%	65%	73%	79%

(2)携帯所持による指導件数の減少。

	H23	H24	H25	H26
携帯電話所持等による指導件数	80	45	30	28

- (3)保護者との連携が強化され、解約の勧めなどの学校の指導に協力的な保護者が増えた。また、家庭でのルール作りが促進されるなど、よい傾向が見られた。
- (4)携帯電話マナーの遵守だけにとどまらず、生活委員会を中心としたワンストップ挨拶運動、美化委員を中心とした無言清掃活動、体育委員を中心とした無言集合・整列・解散など、それまで取り組んできた生徒主体の活動がさらに活性化した。

#### 5 事業を成功させるためのポイント

- (1)職員の意識、指導の足並みを揃え、ルール違反を決して見逃さない態勢を作る。
- (2)ルール作りと、徹底を生徒に主体的に行わせることで、ルールを大切にする気持ちを持たせる。
- (3)保護者への説明を丁寧に行うことで理解をいただき、職員と保護者が協力して指導する態勢を確立する。
- (4) 改善の結果を生徒、職員、保護者へ還元し、取組がうまくいっていることを実感させる。

## 6 今後の展開(継続・発展させていくために)

(1)携帯電話を持ち込むこと、長時間使用することは、よい影響を与えないことを、さらに生徒自身に実感させ、

生徒自らが携帯電話の使用を控えようとする意識を醸成する。 (2)21:00以降の使用は減少しているが、まだ2割以上の生 徒が使用禁止を守れていない。ルール違反が友

人に迷惑をかけているということを理解させ、使用時間の減少 を目指す。

(3)ネット社会に潜む危険性を理解させ、ネット利用のモラル向上を図る。

# 西高生の携帯電話マナー4原則

- 学校の携帯の規則<u>「校内持込禁</u>」
  止」を守ろう。
- 2 携帯電話(全ての機能)の使用 は、21:00(午後9:00) までとし、それ以降は使用しな いようにしよう。
- 3 休日の携帯電話の使用時間(携帯を操作する時間)は、<u>一日30分</u> <u>以内</u>とし、それ以上使用しない ようにしよう。
- 4 <u>公共交通機関利用の際や歩行中</u> は、携帯電話を<u>使用しない</u>よう にしよう。

マナーを守ることは、自分と友達を守ること。とっても大切なことです。

平成23年10月 HR委員会